

いじめ対応基本方針

いじめ問題への教育目標
○ すべての生徒に「いじめは人権侵害であり、人として決して許される行為ではない」ことへの理解を促し、生徒の豊かな情操と道徳心を培い、規範意識の醸成と心の交流のできる対人関係能力を育成する。 ○ いじめ防止のための生徒の自主的な取組みを支援するとともに、日頃から生徒との信頼関係を構築し、すべての生徒が安心して、自己肯定感が高まる学校生活づくりに努める。

生徒指導委員会	
内 容	○ 年間計画の作成・実行・検証・修正の中核としての役割 ○ いじめの相談・通報の窓口としての役割 ○ いじめの疑いに関する情報や生徒の問題行動等に係わる情報の収集と記録、共有を行う役割 ○ 緊急会議を開き、情報の迅速な共有、関係生徒への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定、保護者との連携といった対応を組織的に実施するための役割
構 成	校長，教頭，生徒指導主任，養護教諭，担任，（SC，関係機関）

PTA との連携	具 体 的 な 取 組	関係機関との連携
学級 PTA，家庭訪問， 教育相談，学校だより， 学級だより	○ 未然防止 道徳教育，人権教育，情報モラル教育，いじめ防止啓発活動（ポスター，標語の作成），「学校楽しいーと」による生徒理解 ○ 早期発見 アンケートの実施，教育相談 ○ 対応（全職員の共通理解，共通実施） 被害者からの適切な実態把握と支援，加害者からの適切な実態把握と指導，教育相談・カウンセリングの実施，家庭・関係機関との連携	教育委員会，警察，民生委員，児童相談所，町役場福祉課

Ⅰ いじめの定義「いじめ防止対策推進法」（平成 25 年法律第 71 号） 平成 2 5 年 6 月 2 8 日施行

（定義） 第二条 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。 2 この法律において「学校」とは、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する小学校，中学校，義務教育学校，高等学校，中等教育学校及び特別支援学校（幼稚部を除く。）をいう。 3 この法律において「児童等」とは，学校に在籍する児童又は生徒をいう。 4 この法律において「保護者」とは，親権を行う者（親権を行う者のないときは，未成年後見人）をいう。
--

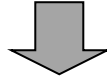
※ 「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが重要なものや、児童生徒の生命，身体又は財産に重大な被害が生じるような，直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。これらについては，教育的な配慮や被害者の意向への配慮のうえで，早期に警察に相談・通報の上警察と連携した対応を取ることが必要である。

2 いじめの定義の変遷

【児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査における定義】

【昭和61年度からの定義】

この調査において、「いじめ」とは、「①自分より弱い者に対して一方的に、②身体的・心理的な攻撃を継続的に加え、③相手が深刻な苦痛を感じているものであって、学校としてその事実（関係児童生徒、いじめの内容等）を確認しているもの。なお、起こった場所は学校の内外を問わないもの」とする。



【平成6年度からの定義】

この調査において、「いじめ」とは、「①自分より弱い者に対して一方的に、②身体的・心理的な攻撃を継続的に加え、③相手が深刻な苦痛を感じているもの。なお、起こった場所は学校の内外を問わない。」とする。

なお、個々の行為がいじめに当たるか否かの判断を表面的・形式的に行うことなく、いじめられた児童生徒の立場に立って行うこと。

○「学校としてその事実（関係児童生徒、いじめの内容等）を確認しているもの」を削除

○「いじめに当たるか否かの判断を表面的・形式的に行うことなく、いじめられた児童生徒の立場に立って行うこと」を追加



【平成18年度からの定義】

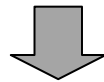
本調査において、個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた児童生徒の立場に立って行うものとする。

「いじめ」とは、「当該児童生徒が、一定の人間関係のある者から、心理的、物理的な攻撃を受けたことにより、精神的な苦痛を感じているもの。」とする。

なお、起こった場所は学校の内外を問わない。

○「一方的に」「継続的に」「深刻な」といった文言を削除

○「いじめられた児童生徒の立場に立って」「一定の人間関係のある者」「攻撃」等について、注釈を追加



【平成25年度からの定義】

いじめ防止対策推進法の施行に伴い、「いじめ」とは、「当該児童生徒等が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的、物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」とする。

・平成28年11月 「いじめ防止対策推進法の施行状況に関する議論のとりまとめ」

・平成30年3月文部科学省「いじめ防止対策推進に関する調査結果報告を踏まえた対応について（通知）」

3 いじめの防止

特に配慮が必要な生徒については、日常的に当該生徒の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の生徒に対する必要な指導を組織的に行う。

- ・いじめられた経験がある生徒
- ・発達障害を含む、障害のある生徒
- ・海外から帰国した生徒や外国人の生徒、国際結婚の保護者を持つなどの外国につながる生徒
- ・性同一性障害や性的指向・性自認に係わる生徒
- ・東日本大震災により被災した生徒
- ・上記以外で配慮が必要な生徒

4 いじめ対応の進め方

(1) 基本的な流れ

いじめ情報 → 正確な実態把握 → 指導体制、方針決定 → 保護者（双方の生徒）との連携 → 今後の対応

(2) いじめられた生徒への基本的な関わり方

安心感を与える → 気持ちに寄り添う → 気持ちを安定させる → 自信を持たせる → 仲間づくりへの援助

(3) いじめた生徒への基本的な関わり方

事実の確認 → 反応に応じた指導 → 反省を促す指導 → 反省を深化させる指導

(4) 傍観者等への基本的な関わり方

- はやし立てたり、見て見ぬふりをしたりする行為も、いじめを肯定していることを理解させる。
- いじめを訴えることは、正義に基づいた勇気ある行動であることを指導する。

状況把握 → 全体指導の可否判断 → 自分の問題として自覚させる → 指導のまとめ

5 重大事態への対処

(1) 重大事態

重大事態とは、「いじめにより重大な被害が生じた」疑い又は「いじめにより不登校を余儀なくされている」疑いがある段階

(2) 重大事態への備え

- ・ 平時から、全ての教職員は、法、基本方針、いじめの重大事態の調査に関するガイドライン及び生徒指導提要进行を理解する。
- ・ 個別のいじめに対する対処において、実効的な役割を果たせるよう、学校外とも連携体制を構築する。

(3) 重大事態を把握する端緒

- ・ 法23条2項や法第24条に基づく調査を通じて把握した情報を基に疑いを抱いた段階から対応する。
- ・ 年間30日の欠席を目安に、その要因がいじめと考えられるような場合には、30日に到達する前から、設置者に報告・相談し、情報共有を図り、設置者と対応を協議する。
- ・ 児童生徒や保護者から、重大事態の申立てがあったときは、重大事態が発生したものとして、報告・調査に当たる。

(4) 重大事態調査の進め方

アンケート調査や聴き取り調査を行う際には、調査説明者に対して調査の趣旨や把握した情報の活用方法等を説明してから実施すること。

(5) その他

重大事態の疑いが生じた段階で、調査実施に向けた取組を開始するとともに、「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」に基づいて対応する。